

# 昔話法廷

## 論点表(手持ち資料)

### 第7話「ヘンゼルとグレーテル」裁判

#### 起訴状朗読・罪状認否

##### 検察官の主張

- ・魔女に保護されたヘンゼルとグレーテルは、魔女が多額の財産を持っていることを知り強奪を計画。燃えさかるかまどの中に押し込めて殺害し、金貨を全て奪い去った。強盗殺人罪にあたる。

##### ヘンゼルとグレーテル、弁護人の主張

- ・魔女を殺して金貨を持ち帰ったことは事実。しかし、金貨目当てで殺したわけではない。
- ・人食いの魔女に食べられそうになったから、殺すしかなかった。
- ・魔女の殺害は、身を守るための正当防衛であり、罪には問われない。
- ・2人が犯した罪は、魔女を殺した後に、出来心で金貨を盗んだことだけ。

#### 検察側証人:白い鳥

##### 検察官の質問

- ・森で道に迷っている2人をたまたま見つけて、友達の魔女に保護してもらおうとお菓子の家に連れて行った。
- ・魔女は人食いではない。魔女が人食いだという2人の言葉は、ウソ。
- ・魔女が「肉アレルギー」だという、病院の診断書がある。
- ・魔女は優しい人。2人のことをかいがいしく世話していたにちがいない。

##### 弁護人の質問

- ・あの森には「人食いの魔女がいる」という噂があとをたたない。魔女が人食いでないのなら、その噂はどう説明できるのか？
- ・「肉アレルギー」の診断書は200年前のもの。古すぎて、信憑性がない。
- ・ウソをついているのは、2人ではなく、白い鳥のほう。迷子の子どもを見つけては、人食いの魔女に差し出していた、その罪がバレるのをおそれて…。

#### 被告人質問:ヘンゼル

##### 弁護人の質問

- ・魔女につかまって、家畜小屋の檻に閉じ込められた。
- ・「たっぷり太らせてから食べてやる」といわれて、毎日ご馳走を食べさせられた。
- ・魔女は、ヘンゼルの指をさわって、ヘンゼルが太ったかどうかを確認した。
- ・ヘンゼルは、食事に出された小さい鶏の骨をとっておいて、それを魔女にさわらせ、「まだやせている」とだまし続けた。

##### 検察官の質問

- ・魔女がいくら目が悪いといっても、硬い鶏の骨を、指と間違えるか疑問。
- ・目の悪い魔女が、すばっしいヘンゼルを、どうやってつかまえて檻に入れたのか疑問(⇨ヘンゼルは「寝ているところをつかまった」と反論)
- ・本当は、檻に閉じ込められてなんかいないのではないか。食べられるどころか、優しい魔女に手厚く保護されていた。

##### 裁判員の意見

- ・ヘンゼルの言うことは怪しい。でも、「鶏の骨でだまし続けた」なんて、実際に体験していないと言えないのではないか(⇨お菓子の家で何があったか、知っているのは2人だけ。何とでも言えてしまうのではないか?)

## 被告人質問:グレーテル

### 弁護人の質問

- ・事件の日、ヘンゼルがなかなか太らないことにいらだった魔女は、「もう待ち切れない!こんがり焼いて食べてやる」と、包丁をとぎ、グレーテルにかまどに火をおこすよう命じた。
- ・グレーテルは、魔女がかまどをのぞきこんだ瞬間、「今しかない!」と思って、体当たりして、魔女をかまどの奥まで押し込んだ。魔女は焼け死んだ。
- ・金貨を盗むために魔女を殺したのではない。金貨があるなんて知らなかった。帰るときに、たまたま見つけて、つい盗んでしまっただけ。

### 検察官の質問

- ・魔女は、体重が90キロもあった。その3分の1にもみたくないグレーテルが、たったひとりでかまどの奥に押し込めるものか。思いっきり体当たりしたとしても、せいぜいつんのめるぐらいでは?
- ・本当は、檻に閉じ込められてなんかいなかったヘンゼルと、2人がかりで押し込んだのではないか?
- ・2人の家は、明日食べるものに困るぐらい貧しかった。
- ・「金貨を1枚家に持って帰って、両親にとても喜ばれた」という、事件3ヶ月前の日記の記述。
- ・金貨をどうやって手に入れたかは「あえて聞かない」。
- ・金貨1枚では生活は楽にならず、2人はとうとう両親に捨てられた。しかし、グレーテルは「恨んでなんかいない。なんとかして、もう一度お父さんお母さんと一緒にくらしたいと思った」
- ・そんな時に、魔女が山のような金貨を持っていることを知って、奪おうと思ったのではないか?「これだけあれば、ずっと両親と一緒に暮らせると…」

## 最終弁論

### 検察官の主張

- ・「人食いの魔女に襲われた」という、2人の言うことは信用できない。
- ・「捨てられてもなお、親に愛されたい」その思いが暴走した事件。
- ・2人は、金貨を奪うために魔女を殺害した。

### 弁護人の主張

- ・2人は、人食いの魔女に襲われ殺すしかなかった。「正当防衛」なので、罪に問われるものではない。
- ・2人が償うべきは、出来心で金貨を盗んだ罪だけ。